

## 審決取消請求事件

平成26年5月12日判決（知財高裁）進歩性／組み合わせた結果の相違／阻害要因

[平成25年\(行ケ\)第10229号](#)

担当 弁理士 飯田雅昭

### 1. 事案の概要

被告が原告の本件特許に対し特許無効審判を請求したところ、原告は訂正請求をした。特許庁は、訂正を認めた上で、本件特許は無効とする旨の審決をした。原告はこれを不服として審決取消訴訟を提起した。

### 2. 結論

審決取消

### 3. 本件特許

発明の名称：靴下及びその編成方法

登録番号：特許第4590247号

出願日：平成16年11月5日

登録日：平成22年9月17日

### 4. 本件発明（下線部は訂正事項）

口ゴム部から身部ついで足部へと編成していく靴下において、踵部の外側すなわち着用者の第五趾側は減らし目ついで増やし目を行いながら編成し、踵部の内側すなわち着用者の第一趾側は減らし目、増やし目、減らし目ついで増やし目の順に編成して、踵部の内側に形成されるゴアラインの全幅が、踵部の外側に形成されるゴアラインの全幅よりも小さくなるようにすると共に外側方向にウェール数を多めに編成することを特徴とする靴下の編成方法。

### 5. 争点

本件発明と甲1発明との相違点である「踵部の外側方向にウェール数を多めに編成する」構成は甲2発明に基づき容易に想到しうるとした審決の判断に誤りがあるか否かが争われた。

### 6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 審決の判断には誤りがある。

(2) 組合せ可否について

甲1発明の「まち部20」は、踵部の内側を、減らし目、増やし目、減らし目ついで増

やし目の順に編成する，すなわち，減らし目及び増やし目工程を二工程ずつ行うことで形成される。

甲1発明の「まち部20」と甲2発明の「ウェール数を多めに編成すること」は，靴下という同じ技術分野において，靴下のはき心地を良好にするという同じ技術的課題に対する解決方法であり，歩行時における編地の緊張を緩和するという同じ技術的効果を奏するものである。

したがって，甲1発明の踵部の内側において，「まち部20」に代えて又はこれに加えて，甲2発明の「ウェール数を多めに編成する」構成を適用することは，当業者が容易に想到し得るものである。

#### (3) 組合せ結果について

しかしながら，当業者が，靴下の内側又は外側に対し，甲2発明の構成を適用しようとするのは，甲1発明の「まち部20」が形成されるのと同じ側，すなわち踵部の内側である。

したがって，甲2発明の「ウェール数を多めに編成する」構成を甲1発明に適用したとしても，それは，減らし目及び増やし目工程を二工程ずつ行う側とウェール数を多めに編成する側とが踵部において同じ側になることが明らかであり，両方の側が互いに反対となる本件発明の構成には至らない。

#### (4) 阻害要因について

仮に，「まち部20」が形成される側と反対側，例えば，踵部の内側に「まち部20」を形成しつつ，踵部の外側の「ウェール数を多めに編成」した場合には，本願発明と甲1発明との相違点そのものは解消される。

しかしながら，かかる構成を採用した場合，踵部の内側に「まち部20」による余裕ができる一方で，踵部の外側に「ウェール数を多めに編成」することによる余裕ができてしまい，踵部の両側に余裕ができることになるため，踵部の内側と外側とが対称形に近づいてしまい，踵部が左右非対称形に形成された靴下を提供するという甲1発明の目的や課題に反することとなってしまう。

したがって，「ウェール数を多めに編成すること」を甲1発明の「まち部20」が形成される側とは反対側に適用することには，阻害事由がある。

以上